

伊仙町訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型サービスⅠ 1	(1) 1週に1回程度 1,176単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型サービスⅠ 1日割		日割の場合 ÷30.4日	39	1日につき
A2	1211	訪問型サービスⅠ 2	(2) 1週に2回程度 2,349単位	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型サービスⅠ 2日割		日割の場合 ÷30.4日	77	1日につき
A2	1321	訪問型サービスⅠ 3	(3) 1週に2回を超える程度の場合 3,727単位	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型サービスⅠ 3日割		日割の場合 ÷30.4日	123	1日につき
A2	2411	訪問型サービスⅡ 1	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287	1回につき	
A2	2511	訪問型サービスⅡ 2	(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		179
A2	2621	訪問型サービスⅡ 3		(二) 所要時間45分以上の場合		220
A2	1411	訪問型短時間サービス	(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163		
A2	C211	高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ 1	(1) 1週に1回程度	-12	1日につき	
A2	C220	高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ 1日割		日割の場合 ÷30.4日		-1
A2	C212	高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ 2	(2) 1週に2回程度	-23		
A2	C213	高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ 2日割		日割の場合 ÷30.4日		-1
A2	C214	高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ 3	(3) 1週に2回を超える程度の場合	-37		
A2	C215	高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ 3日割		日割の場合 ÷30.4日		-1
A2	C216	高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ 1	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	-3	1回につき	
A2	C217	高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ 2	(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		-2
A2	C218	高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ 3		(二) 所要時間45分以上の場合		-2
A2	C219	高齢者虐待防止未実施減算 短時間	(3) 短時間の身体介護が中心である場合	-2		

A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		1月につき
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回			所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算				200
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200
A2	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型サービススペースアップ等支援加算	チ 介護職員ベースアップ支援加算	(1)介護職員ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算		

伊仙町通所型独自サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A6	1111	通所型サービスⅠ 1	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき
A6	1112	通所型サービスⅠ 1日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 日割の場合 ÷30.4日	59	1日につき
A6	1121	通所型サービスⅠ 2	事業対象者・要支援2	3,621	1月につき
A6	1122	通所型サービスⅠ 2日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 日割の場合 ÷30.4日	119	1日につき
A6	1113	通所型サービスⅡ 1	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436	1回につき
A6	1123	通所型サービスⅡ 2	事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで 447	1回につき
A6	C211	高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ 1	事業対象者・要支援1	-18	1月につき
A6	C212	高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ 1日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 日割の場合 ÷30.4日	-1	1日につき
A6	C213	高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ 2	事業対象者・要支援2	-36	1月につき
A6	C214	高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ 2日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 日割の場合 ÷30.4日	-1	1日につき
A6	C215	高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ 1	事業対象者・要支援1	□ 1月当たりの回数を定める場合 -4	1回につき
A6	C216	高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ 2	事業対象者・要支援2	-4	1回につき
A6	D211	業務継続計画未策定減算Ⅰ 1	事業対象者・要支援1	-18	1月につき
A6	D212	業務継続計画未策定減算Ⅰ 1日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 日割の場合 ÷30.4日	-1	1日につき
A6	D213	業務継続計画未策定減算Ⅰ 2	事業対象者・要支援2	-36	1月につき
A6	D214	業務継続計画未策定減算Ⅰ 2日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 日割の場合 ÷30.4日	-1	1日につき
A6	D215	業務継続計画未策定減算Ⅱ 1	事業対象者・要支援1	□ 1月当たりの回数を定める場合 -4	1回につき
A6	D216	業務継続計画未策定減算Ⅱ 2	事業対象者・要支援2	-4	1回につき
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A6	8111	通所型サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1日につき
A6	8112	通所型サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1回につき
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	-376	1月につき
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援2	-752	1月につき
A6	6207	通所型サービス同一建物減算3	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合 □ 1月当たりの回数を定める場合	-94	1回につき

A6	5612	送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			-47	片道につき
A6	5010	通所型サービス生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100	1月につき
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240	
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50	
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200	
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算Ⅰ			150	
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ	ト 口腔機能向上加算Ⅱ			160	
A6	6310	一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480	
A6	6011	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88	
A6	6012	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援2	176	
A6	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 1		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72	
A6	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 2			事業対象者・要支援2	144	
A6	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅲ 1		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24	
A6	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅲ 2			事業対象者・要支援2	48	
A6	4001	生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100	
A6	4002	生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	
A6	6200	口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20	1回につき
A6	6201	口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5	
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算		
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算		
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算		
A6	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員ベースアップ支援加算	(1)介護職員ベースアップ等支援加算	所定単位数の11/1000 加算		

伊仙町介護予防ケアマネジメントサービスコード表

伊仙町介護予防ケアマネジメントサービスのサービス費を請求する場合に使用します。

AF	2111	介護予防ケアマネジメント費	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2 要介護1・2・3・4・5	442単位	442	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300単位	300	
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算		300単位	300	